

名古屋家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時

平成29年7月6日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

小笠原委員，加藤委員，久間委員，河野委員，榊原委員，高橋委員，中嶋委員，長野委員，二宮委員，川上委員，早川委員，萩原委員（委員長），樋口委員（事務担当者）

大貫首席家庭裁判所調査官，横井家事首席書記官，松崎少年首席書記官，石川次席家庭裁判所調査官，北林次席家庭裁判所調査官，泉主任家庭裁判所調査官，藤原事務局長，角屋事務局次長，山田総務課長，福岡総務課課長補佐，加古総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長挨拶

(3) 名古屋家庭裁判所におけるガイダンスの取組について説明

(4) 科学調査室（児童室）の見学

(5) 意見交換

テーマ「名古屋家庭裁判所が行っているガイダンスの在り方について」（別紙のとおり）

(6) 次回開催日及び意見交換テーマ

平成30年1月26日（金）午後1時30分

「裁判所における安全確保のための工夫」

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員，　○：委員長，　△：事務担当者)

- 名古屋家庭裁判所本庁における子の福祉に配慮したガイダンスの取組とは、未成年の子を持つ夫婦関係調整調停事件の当事者のうち、裁判官の調査命令が発令された当事者に対し、初回の調停期日をお知らせする際に参加の呼びかけを行い、家庭裁判所調査官が講師となって、参加した当事者に両親の争いが子供に与える影響などを踏まえ、子の福祉を第一に考えた解決の必要性を講習形式で伝えるものであるところ、この取組に対する御意見、分かりやすいものとするための留意点、ガイダンスを広く知ってもらうための方法などについて、伺いたい。また、面会交流一般についても御意見や御質問を伺いたい。
- ◆ ガイダンスの案内を受けた方のうち、どの程度の方がガイダンスに参加しているか。
- △ 正確な分析はこれからだが、感覚的には25パーセント程度と感じている。
- ◆ 名古屋家庭裁判所本庁では集団講習形式とのことであるが、他の家庭裁判所ではどのような方法で行っているか。
- △ 名古屋家庭裁判所一宮支部と半田支部は、内容は本庁と大きく変わらないが、参加者と家庭裁判所調査官が対面で行う個別面談形式である。実施している他の庁でも、集団講習形式又は個別面談形式の双方があると聞いている。
- ◆ ガイダンスにおいて当事者に視聴させるDVD（両親の紛争状態に巻き込まれた子供にどのような影響が生じるのかをドラマ仕立てに説明したもの）は、かなりグッとくるものがあり、刺激が強いように思われる。両親の精神的な健康度が高く、それぞれの思いから離婚するのであれば、冷静に見ることができ、子供の問題をしっかり考えなければならないと捉えることができると思う。しかし、病理を抱えていたり、何かしらの歪みを持っている両親であれば、辛く見たくないものではないかと思う。裁判所が参加してほしいと考えているような方がガイダンスに参加しているのか。

△ 御指摘の点は、裁判所も問題意識として持っている。参加していない方には調停委員からも案内してもらおうなどしているが、参加は任意であるため、どちらかと言えば、子供のことを考える意欲のある方や考えることができる状況にある方が参加していると思われる。そうではない方には、個別に家庭裁判所調査官が調査の中で子の福祉を第一に考えた解決の必要性を説明することになる。

◆ 夫婦の両方がガイダンスに参加している方は、どの程度いるのか。

△ 夫婦両方ともが参加している割合は把握していないが、感覚的には割と多いのではないかと思う。

◆ ガイダンスは平日のみの開催か。また、開催する曜日は決まっているのか。

△ 平日のみの開催であり、曜日は固定していない。

◆ 調停もスムーズに進むような方がガイダンスに参加され、調停が困難な方はガイダンスに参加しないような気がするが、その点はどうか。

△ 協議離婚が9割程度、裁判での離婚が1割程度という離婚の全体像から考えると、当事者だけでの話合いではなかなか決着がつかないが、子供のことに關心や不安があり、それらの知識を得たいという意欲を持った方が参加していると思う。ガイダンスに参加された方のアンケートを見る限り、9割近い方が参考になったとおっしゃっているので、一定程度の効果はあるのかと思う。

○ 今後、ガイダンスの効果検証を行っていく予定である。

◆ 国際結婚などが増加しているが、外国語の案内やパンフレットの整備を今後予定しているか。

△ 現時点では考えていなかったが、今後検討すべきと思われる。

○ 検証の結果、ガイダンスの有用性が明らかになれば、外国語の案内やパンフレットなどの整備が必要になると思う。

◆ 視聴したDVDは両親が同居している場合のものであったが、実際の調停では、両親が別居している場合など、他にもいくつかのパターンがある。そのため、別居している両親がこのDVDを視聴しても参考になりにくいと思われ、

DVDのパターンを増やしたほうが良い。

- ◆ DVDの両親の状況は、子供には虐待のようなものだと感じた。裁判所のこのような取組に併せて、調停などになる前段階としての相談窓口である市町村の母子包括支援センターなどのPRも積極的に行っていく必要がある。
- ◆ 面会交流を認めない事案もあるかと思うが、どのような場合には認めにくいのか。面会交流を認める場合に、面会交流の回数などの決まりなどがあるのか。また、泊まりで認めることはあるか。
- ◆ 親が暴力を振ることで子供が恐れている場合や親が精神的に不安定で子供を連れ去ってしまうおそれが高い場合には、面会交流を認めにくいと思われる。また、子供の年齢が高くなると、子供の考えがしっかりするので、子供の意思を尊重することも必要となる。逆に、子供の年齢が低い場合は、本心かを見極める必要がある。次に、面会交流の回数や頻度については、子供の年齢、学校の行事やクラブ活動なども考慮しなければならず、ケースによって異なるが、月一、二回が多いと思う。審判にまでなった事案では、泊まりを認めることは少ないように思う。

面会交流の中には、子供が親に会うといった直接交流以外に、間接交流という方法もあり、面会交流が認めにくい事案においても、子供との手紙のやりとりや、監護している親が子供の写真を撮って非監護親に送るといったものもある。

- ◆ ガイダンスの取組は非常に良いものだと思う。ただ、児童室を用いて行う面会交流は1回だけだと聞いたが、何度か児童室を用いて面会交流を行うことができれば、よりしっかりと親子の関係性を見ることができないのではないかと感じた。
- ◆ 科学調査室という名前は、親子の関係性を見る場所として親しみをもちにくい堅い名前だと思う。次に、話が上手く真意を把握しづらい当事者の言うことに対して、裁判所が流されてしまわないのかという不安がある。また、子供の本心を見抜く方法があるのか伺いたい。ガイダンスの広報については、インターネットなどを活用し、国民に興味を持ってもらえるような見やすいコンテン

ツを作っていくべきである。

△ 子供が真意を語っているかを把握することは、私たちの課題である。子供が親の影響を受けるのは当然のことだが、子供の発言を過去と比べて、その発言がどのような意味を持つのかなどを考え、真意に基づく発言なのか、誤った情報を与えられて行っている発言のかなどを見極めていくということになる。

◆ 裁判官が親に話を聞くだけでは、子供のことを十分把握できない。そのため、家庭裁判所調査官が、保育園などに行ったり、子供が親に甘えている様子などを観察して、その報告を踏まえて裁判官が判断しているので、話が上手い当事者に流されるということはないと確信している。

◆ 子供が高校生くらいの場合、親がいないところで家庭裁判所調査官が子供から直接話を聞くということはあるのか。

△ 高校生はもちろんのこと、小さな子供であっても一対一で話を聞いている。ただし、高校生のように高い年齢では自分の意見を持って伝えることができるので、その意見をそのまま尊重しやすいが、年齢が低い子供はそうもいかないため、態度などと照らし併せて判断している。

◆ ガイダンスに参加していない方へのフォローはどうしているのか。

△ 家庭裁判所調査官が調停委員とともに調停に立ち会うなどし、個別に面談などを行っている。

◆ ガイダンスを理解してもらうためには、その前提となる家事調停や面会交流などの手続の理解が必要ではないかと思った。